

不登校の公的対応を求める意見書

不登校は、子ども本人や家庭だけの問題ではなく、社会的な大きな問題です。文部科学省の令和4年度調査では、小・中学校における長期欠席者のうち、不登校児童生徒数は244,940人であり、児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は25.7人で、不登校児童生徒数は9年連続で増加し、過去最多となっています。

フリースクール(小・中学校に行けない子どもの「民間教育機関」とされている)も全国で急成長していますが、「入会金平均5万円、月額3万数千円程度」などと言われ、財政的にも家計の負担は大変です。

不登校の子ども自身もその家庭も、極めてつらく困難な事態になっています。学校に行けなくなった子どもたちが安心して過ごせる場や学習権である「教育を受ける権利」を保障する公的対応が必要になっています。

よって、政府及び国会におかれましては、子どもの教育を受ける権利を保障するためにも、下記の事項について実現されるよう強く要望します。

記

- 1 学校のノートパソコンなどの教育資材を家庭でも利用できること。
- 2 不登校の子どもと親が相談しやすい窓口を新設すること。
- 3 公的に身近に学年層に応じた学びの場を確保されること。
- 4 不登校の子どもの活動に公民館などの利用を無料にし、つながりを支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年9月20日

尾道市議会

関係行政庁及び国会あて